

核セキュリティに関する動向

第1回～第3回核セキュリティ・サミット 共同声明

●第1回 米国ワシントンD.C./2010年4月

- ✓すべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底
- ✓高濃縮ウラン(HEU)と分離プルトニウム(分離Pu)には特別な予防措置が必要。技術的・経済的に可能な場合、HEU使用量の最小化を奨励
- ✓核に関する検知及び鑑識、新技術の開発等の関連する分野における情報等の共有



●第2回 韓国ソウル/2012年3月

- ✓福島事故を受けて原子力安全及び核セキュリティ問題に取り組むため、持続的努力が必要
- ✓輸送における核物質その他放射性物質のセキュリティを向上させる取組を継続し、各国がベスト・プラクティスを共有することを奨励



●第3回 オランダ ハーグ/2014年3月

- ✓各国首脳が核テロ対策について議論を行う「政策シミュレーション」、核セキュリティ・サミットの将来について討議する「首脳リトリート」を実施



核セキュリティに関する動向

第4回ワシントン核セキュリティサミットの概要と今後の展望等

第4回ワシントン核セキュリティサミット(2016)

・サイドイベントも含めた全体の日程

- ✓ 3月30-31日 NGOサミット
- ✓ 3月30-31日 原子力産業界によるサミット
- ✓ 3月31-4月1日 核セキュリティサミット

・核セキュリティサミットの参加者

- ✓ 52か国及び4国際機関(国連、IAEA、EU及びINTERPOL (国際刑事警察機構))の首脳

・成果

- ✓ 米国核セキュリティ・サミット・コミュニケ
 - 今までのサミットの成果の総括
 - 核セキュリティに係る国家の責任の再確認
 - ポスト・核セキュリティ・サミットの国際的な核セキュリティ体制におけるIAEAの主導的役割
 - 核サミット終了後も、これまでの核セキュリティ・サミットの成果は今後の取組の指針となる
- ✓ 国際的な核セキュリティ体制を担う5つの国際機関をサミット参加国が支援する5つの行動計画
- ✓ 日本の取り組み
 - FCAからHEU及び分離Puの撤去を完了しKUCAからのHEU撤去とLEU化をコミット
 - 輸送セキュリティに関する共同声明及び民生用核物質の陸上輸送のセキュリティに関するグッド・プラクティス指針を主導
 - 測定・検知技術開発、核鑑識、核セキュリティに係る人材の育成、能力構築支援

・核セキュリティサミット後の国際的な核セキュリティ体制

- ✓ 核セキュリティ・サミットの開催に尽力した各国のシェルパからなる「核セキュリティ・コンタクト・グループ」と共に、IAEAを中心とし、その他4つの組織(国際連合(UN)、国際刑事警察機構(INTERPOL)、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT) 及び大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ(GP)) が核セキュリティに係り一定の役割を果たす (第4回サミットで、IAEAの他4つの組織は、各々の行動計画を発表)



核セキュリティに関する動向

IAEA核セキュリティ国際会議等（1）

・2011年2月：IAEAが「核物質・原子力施設の防護に関する勧告」の第5改訂版を発表

- ✓ IAEAは、核セキュリティに関する「核物質・原子力施設の防護に関する勧告(INFCIRC/225)」の第5改訂版を発表し、核セキュリティ・シリーズ(Nuclear Security Series)第13号として発行した。勧告文書に法的拘束力はなく、当該文書の扱いは各国に任せられるが、各国の核セキュリティ実務には大きな影響を及ぼすことになる。

・2011年9月22日：原子力安全及び核セキュリティに関する国連ハイレベル会合

- ✓ ニューヨークの国連本部で開催された同会合において、野田総理は、原子力安全性を世界最高水準に高めることに加え、核セキュリティ確保に積極的に参画すること、来年の核セキュリティ・サミットに参加し、国際社会の共同作業に積極的に参画することなどを表明。また、潘国連事務総長による総括で、原子力エネルギーへの信頼回復、IAEAの行動計画の推進、国際的な枠組みの強化、原子力安全と核セキュリティの連結、緊急時への備えの5つの重点課題を挙げた。

・2013年7月1-5日：IAEA核セキュリティ国際会議

- ✓ 3年毎に開催
- ✓ 核セキュリティ強化のための国際社会における近年の成果を総括するとともに、2014年以降の中長期の目標及び優先事項について検討することを目的として、核セキュリティに係る会合としてはIAEAで初となる閣僚級会合、核セキュリティに関連する広範囲な分野を扱う6つのメイン・セッションと、より詳細な議論を行う12の技術セッションが開催された。

・2016年5月8日：改正核物質防護条約発効

- ✓ 採択から10年以上を経て、2016年4月8日、改正核物質防護条約の締約国数が条約締約国(152か国)の3分の2である102か国に達したため、その30日目の日の同年5月8日に発効することとなった。

・2016年12月5～9日：IAEA核セキュリティ国際会議

- ✓ 12月5日～6日に開催された閣僚級会合では、50か国以上から閣僚レベルが出席。
- ✓ 核セキュリティの継続的な維持と更なる強化、国際協力を促進・調整するIAEAの中心的な役割の支援、教育訓練の機会の提供等を行うためのIAEAとIAEA加盟国の努力の支援等を含む閣僚宣言を発出。

核セキュリティに関する動向

IAEA核セキュリティ国際会議等 (2)

• 2018年2月：東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」の署名

- ✓ 2月15日、ウィーンで、河野太郎外務大臣及び天野之弥国際原子力機関(IAEA)事務局長の立会いの下、北野充在ウィーン代表部大使及びホアン・カルロス・レンティッホIAEA事務次長の間で「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に署名。

• 2020年2月10～14日：IAEA核セキュリティ国際会議

- ✓ 2月10日～14日に、グローバルな核セキュリティ対策を更に強化するための方策を議論し、各国の知見の共有を促進すること等を目的として、ウィーンで開催された。130か国以上及び35以上の国際機関・団体から約2,000人の参加があり、日本を含む57か国以上から閣僚レベルの出席があった。
- ✓ 閣僚会合では、核セキュリティの維持・強化、核セキュリティにおけるIAEAの中心的役割の支持・支援、専門家の派遣/自国の知見/ベストプラクティス及び教訓の共有/最近の成功例の強調等によるIAEAの核セキュリティ活動の支援等を含む閣僚宣言が発出された。

• 2022年3月28日～4月1日：改正核物質防護条約(改正CPPNM)運用検討締約国会議

- ✓ 改正CPPNM第16条第1項は、同条約の効力発生日(2016年5月8日)から5年後に、同条約の実施状況及びその時の状況に照らして、改正された条約の実施と、条約の前文、運用部分全体、及び附属書の妥当性をレビューするため、締約国による会議を招集することを規定している。当初、会議は2021年に開催予定であったが、COVID-19の拡大と渡航制限の継続により2022年3月28日～4月1日に延期された。
- ✓ 参加国：106か国(改正CPPNM締約国)、オブザーバー参加国：24か国(オリジナルのCPPNM締約国：17か国、どちらの条約の締約国でもない国：7か国)、オブザーバー参加したNGO：11組織(核脅威イニシアティブ(NTI)、ウィーン軍縮不拡散センター(VCDNP)、世界核セキュリティ協会(WINS)等)
- ✓ 結果：一般的な状況に照らして、改正CPPNMの前文、運用部分全体、及び附属書が適切であるとの結論に達し、**成果文書(ACCPNM/RC/2022/4)**を採択。
- ✓ 今後の動向：成果文書では、必要な数の締約国が、改正CPPNM第16条第2項に従い、寄託者としてIAEA事務局長に次の会議を招集するよう要請したことが記載されており、何年か後に再び運用検討会議が招集される見込み。